

平成30年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部改正について

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例
第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の後ろに「，
介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の後ろに「（
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス
基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉
施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え，「とす
る」を「とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては

ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第45条第6項の表中「または指定介護療養型医療施設」を「，指定介護療養型医療施設」に改め，「限る。）」の後ろに「または介護医療院」を加える。

第46条第3項，第47条，第61条第3項，第73条第2項および第74条中「介護老人保健施設」の後ろに「，介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の後ろに「，介護医療院」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，介護医療院の創設に関連した人

員等の基準に関する規定の整備をし、および共用型指定介護予防認知症
対応型通所介護の事業の人員の基準に関する規定、指定介護予防認知症
対応型共同生活介護の事業の運営の基準に関する規定等を整備するため